

平成29年度第4回小中一貫教育に関する検討会

議 事 録

開会日時 平成29年 11月 29日(水) 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時50分
開会場所 板橋区役所本庁舎南館6階 教育支援センター小研修室

出 席 者

会長、副会長、委員8名 計10名

出席事務局職員

新しい学校づくり課長、学校配置調整担当課長、教育支援センター所長、
地域教育力推進課長、他4名 計8名

午前 10時00分 開会

事務局

おはようございます。それでは定刻になりましたので、第4回になりますけれども、小中一貫に関する検討会を開会させていただきたいと存じます。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては、事前にご送付の方をさせていただいておりますけれども、本日お持ちいただいておりますでしょうか。

もし、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければ、資料の方はお手元にお届けさせていただきたいと存じます。

「平成29年度第4回小中一貫教育に関する検討会次第」と書かれた資料でございます。こちらの資料の次第に沿って進めてまいりたいと存じます。

資料につきましては、1番から資料4番までが一つづりになってございます。

資料の乱丁等、会議中でも、ございましたら、お申し出いただければというように存じます。

本日の会議の欠席について、ご連絡をいただいている委員の方は3名いらっしゃいますのでご紹介申し上げます。

本検討会の運営につきましては、原則、公開ということで、第1回の検討会でご了解をいただいているところでございます。

本日、まだ傍聴の方、お見えになっておりませんが、この後、会議進行中に傍聴の方、お見えになりましたら、傍聴の方は認めていくということをお願いしたいと存じます。

それでは、検討会開会に先立ちまして、会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

会長

どうも、おはようございます。

会長の挨拶って、色んな挨拶の仕方があるかというように思いますけれども、細目とか、大切な話はこれから色々な資料等々をもとにしながら、事務局に説明していただけるかと思っておりますので、私の話は、また、今日これから大変大切な案件を皆さんとお諮りしていかなければいけませんので、できるだけ時間を次の方に充てたいというように思いますので、まずはこの程度で失礼させていただきまして、この後、議事の進行上、ご一緒にやりとりさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、検討の方に進んでまいりたいと存じます。

ここからの進行につきましては、私と同様に事務局を務めます（検討会事務局の別の）担当が進行させていただきます。お願いいたします。

事務局

皆さん、おはようございます。

本日も、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

着座にて進行させていただきます。

それでは、次第の3、議事の(2)平成29年10月30日開催第3回小中一貫教育に関する検討会の確認でございます。

なお、議事録につきましては、委員に事前に送付させていただいておりますが、前回、会長の方からご指摘いただきまして、本日、机上にも配付しておりますので、ご確認いただければと思います。

前回、第3回検討会について、主な意見、振り返りという意味で幾つかご紹介させていただきたいと思っております。

まず、板橋区の小中学校の面積一覧でご案内したところではございますが、場所としてはなかなか理想的なものは難しいのではないかと。そのためにも距離の近い小学校・中学校が連携するなどの工夫が必要ではないか。

また、例として、小学校12学級、中学校12学級、24学級というものを示したものでございますが、例えば規模として18学級ぐらい、小規模のものをつくると、それも板橋区の特色になるのではないかという意見をいただいております。

それを踏まえまして、1校だけだと、例えば先生が異動する際にノウハウに発展性がないというところで、建物として5校ぐらいあるのが理想ではないかという意見もいただいております。

一方、一度に全部を施設一体型で整備するというのは現実的ではないというところで、施設分離型というところで、小学校4年生まで、中学校には現在の5年生から中学校3年生までという方法もあるのではないかという意見もいただいております。

また、PTAとしては、現在、小学校・中学校に組織としてはそれぞれある。

一方で、一体型等になったときには、組織の改善など、色々なところでかかわりが出てくるのではないかという意見をいただいております。

また、1年生から6年生が小学生、次の3年間で中学生と、明治以来、固定的に行っていると。一方、何が合理的か考えたときには、余り固定的に考えず、少し緩めて考えてみると、板橋区らしい何かは生まれてくるのではないか。

また、教員の負担感という言葉は、むしろ不安感という非常にメンタルな部分でのかかわりではないでしょうか。新しい取組に対しての諸々のものが心理的なところでかかわっているということを理解して、今後、進めていかなければならない。

また、小中一貫の話は、区民の皆さんのお子さんの将来にかかわるものでありますので、情報をできるだけ区民の皆さんにお知らせして、一緒に板橋区の教育のあり方というものの検討を深めていくことが大切である。

以上のようなご意見をいただいたところでございます。

また、前回、ご質問いただいた点で幾つかお答えさせていただきたいと思っておりますが、前回の資料3で、小中一貫教育の課題というものをご説明させていただいた際に、課題だけでなく、何がよい方向に向かったのか、なぜよい方向に向かったのか、分かるものがあればというご質問をいただいたんですけれども、資料の

中で幾つか例示はさせていただいていました。

その後、事務局で、先進自治体、調べてはみたのですが、個別具体的な例示というのはなかなかちょっと見当たらなかったのですが、前回のご意見にもあったとおり、やはり数年かけたノウハウの経験であるとか、慣れ、そういったものが大きいのではないかと思います。

前回、先ほどご紹介した不安感というものが大きいのかなというところがありますので、今後、スケジュールや内容についても、区民の皆様はもちろんのこと、現場の教職員の方に対しても周知していく必要があると考えております。

また、机上配付の資料、学びのエリアの見直しの際に、小学校から中学校への進学状況、分かればというご質問をいただいたんですが、今回、見直し案で変更したところだけちょっと口頭でご紹介させていただきたいと思いますが、例えば紅梅小というところがありまして、こちらは赤塚第一中から赤塚第三中のエリアに変更しているところです。

平成29年の進学状況ですと、もともとのエリア、赤塚第一中では、紅梅小からは10%未満、変更した赤塚第三中のエリアには40%以上のお子さんが進学しているという状況があります。

また、三園小学校は、赤塚第二中から高島第三中のエリアに変更してございます。

こちらにつきましては、三園小からもともとの赤塚第二中へは20%ほど、高島第三中へは60%を超えるお子さんが進学しているという状況を踏まえまして、変更の案ということで出させていただいた次第でございます。

以上、前回の検討会を振り返らせていただきましたが、何か、ご意見等、また、足りない部分等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

事務局 では、続きまして、議題の(3)義務教育9年間を貫くカリキュラムの作成に入ります。

資料1、資料2につきまして、担当から説明をいたします。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、資料1、資料2を基にご説明させていただきます。

まず、初めに、このカリキュラムの作成が、本区が進める小中一貫教育のどこに位置づいているのかを、資料1を基にご説明いたします。

資料1の下の方をご覧ください。

本区では、平成22年度から、学びのエリアで小中連携教育を進めております。

実際に行っていることが、その四角の囲みの中にございますように、保幼小中連携研修(年2回)の実施、または、板橋区授業スタンダードの徹底、交流・連

携の活性化、小中連携年間計画の策定で、こういった取組については、保幼小中連携研修（年2回）を除いて、エリアによって異なっております。

こういった学びのエリアでの取組をさらに進めて、小中一貫教育を全区展開していくためには、小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成すること、そういったことが必要であるという考えに立って、中央の四角にありますように、学びのエリアごとの小中一貫教育目標の設定、9年間の系統性・体系性に配慮したカリキュラムの作成、小中一貫教育を推進する組織づくりと年間計画の作成、こういったことが必要ではないかと考えております。

その中で、今、9年間の系統性・体系性に配慮したカリキュラム、これを作成しようということで、今回、提案させていただく次第でございます。

資料2をご覧くださいければと思います。

義務教育9年間を貫くカリキュラムの作成ですが、板橋区における小中一貫教育の目的は、「小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに協力し、責任を共有して教育効果を高めること」、また、「小・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと」、この二つにあると本区では考えております。

この目的を達成するためには、日々の授業で言うならば、小学校教員は、指導する内容が中学校における学習にどのようにつながっていくのか、それを理解しながら指導すること、また、中学校教員は、小学校における学習の程度を把握した上で各教科の指導をすること、こういうことだと考えております。

先ほど申し上げたように、板橋区では、平成22年度から小中連携教育を進めてまいりましたが、さらに小中一貫教育の目的を達成するために、小中一貫教育の目標設定に加えて、9年間のカリキュラムの作成が必要になると考えて取り組んでいるというところでございます。

ただ、カリキュラムというのは大変大きな概念でございまして、学校における学習内容、そういったものを総合的に組織・計画した教育課程、それに加えて、休み時間だとか、掃除の時間だとか、そういった子どもたちが意図的、無意図的に学ぶ、そういった経験も含まれていると、そういった意味では非常に大きなものになりますので、それを全てつくることは難しいので、一部に絞って作成することにいたしました。

4ページですが、小学校、中学校の教育活動は、文部科学省から出された学習指導要領に基づき、行われています。

4ページの2段落目になります。本来、学習指導要領は、目標や内容において小中学校が連続しているにもかかわらず、校種による指導観の違いから、児童・生徒にとっては大きな不安を感じさせてしまうことがありました。それが、いわゆる「中1ギャップ」の問題となってあらわれています。

今、「校種による指導観の違い」と申し上げました。そのことについて、小学校と中学校でどうして指導観が違うのかというようなご意見を伺うことがあります。この違いが生じることについて、少しお話をさせていただきたいと思っております。

小学校というのは、保育園や幼稚園、またご家庭で育ったお子さんたち、そういったお子さんたちを受けとめて、そして力をつける指導を行っております。

これに加えて、中学校では、様々な学習環境で育った児童に対して、義務教育修了を見据えた指導を行っています。

もっと言うならば、小学校が1年生、2年生と積み上げていく指導に対して、中学校では義務教育修了を目標にして中学校1年生を指導していくこととなります。ここに大きな指導の違いが生まれる要因があると私どもは受けとめております。

そういった、それぞれ校種による指導観の違いから、義務教育9年間を意識して指導できるようにするために、平成22年度に保幼小中一貫指導計画を、また、平成23年度には保幼小中一貫環境カリキュラムを作成してまいりました。さらに小中一貫による成果を実感するために、その横串となるカリキュラム、それが必要ではないかと考えて取り組んだということでございます。

続きまして、5ページです。このカリキュラムの作成に当たってでございますが、作成期間が平成28、29年度の2年間であったことから、基本方針はその下でございます何点かに絞って取り組むようにいたしました。

まず、基本方針としては、本区の課題である「学力向上」、そして「不登校出現率の低下」につながることを、そして新学習指導要領の趣旨を踏まえた内容であること、というのは、新学習指導要領がちょうど変わる時期であったものですから、その新学習指導要領が告示されても活用できる内容であること、また、本区の強みである企業連携などを生かしているということ、こういった基本方針を設定いたしました。

その上で、作成する教科等につきましては、学力向上につながるものとしては、「国語」「算数・数学」、そして新学習指導要領で教科となる小学校5、6学年の「外国語」、新たに設置される小学校3、4年の「外国語活動」、これを取り上げることになりました。

そして、先ほど申し上げた本区の強みであるキャリア教育、自らの力で生き方を選択できる力を育てる「キャリア教育」ということで、この三つの柱で取り組むことにいたしました。

カリキュラムの内容でございますが、本来ならば、学習指導要領に示された目標や内容を基に、年間指導計画、そして単元指導計画、教材等を作成するところではありますが、学習指導要領が大きく変わっていく時期であることから、変わって使えなくなったというのでは困りますので、一部の指導計画や教材に限定して作成することにいたしました。

そして、先ほども本区の課題である学力向上と不登校出現率の低下につながるということのが基本方針でございましたので、本区の子どもたちにとってどういう内容にしたら学力向上につながるのかということについては、全国学力・学習状況調査を分析して行いました。

その作成する資料でございますが、一つは、小中一貫教育指導資料。これは国語、算数・数学、英語、キャリア教育を合本にして200ページ程度のもの、こ

れを全教員に配ることにいたしました。

それから、それぞれ教科によって、国語は、9年間の年間教材一覧表と教材例、解答のほか、652ページになります。算数・数学についても同様に作成しております。

それから、英語については、小学校1、2年については学習指導要領等には示されておりませんので、1、2年の年間指導計画と単元指導計画を作成します。

それから3～6年生については、学習指導要領で指導内容を示されることから、年間指導計画については国のものを使い、その中で板橋区の地域教材を基に単元指導計画を作成したもの、そして中学校については学習活動例、そういったものを入れて、92ページ程度にまとまる予定であります。

キャリア教育については、全学年1事例ずつの単元指導計画と指導案を作成し、また、デジタル教材についても、一部、作成する予定であります。

では、それをどのように作るのかということが、次の6ページです。

実は、27年度に、板橋区では小中一貫教育推進委員会を設置しておりまして、ここで本区が進める小中一貫の方向性を検討してまいりました。会長には、委員長としてこの全体を検討するときから指導していただいております。

この組織を改善して、板橋区の子どもたちのための指導計画や教材を板橋の教員が作成することにいたしました。そのための組織を、平成28年度から、次のように変えております。

下の図をご覧ください。

27年度にあった小中一貫教育推進委員会というのは、ここは「全体会」となり、28年度は、その下に「部会」、それから「作業部会」を新たに設置いたしました。

全体会では、引き続き、会長に全体の学識経験者としてご指導いただくことにいたしました。その全体会には、部長の校長先生にも入っていただいております。

そして、全体会の下に、「英語」、「国語」、「算数・数学」、「キャリア教育」の部会を置くことにいたしました。この部会には、国語については、副会長に学識経験者としてご指導をいただいているところでございます。

その部会の下に作業部会を置きまして、その作業部会で指導計画や教材等を作成することにいたしました。

その役割は、省略させていただきますが、部会では、国や都の動向を踏まえながら、板橋区の児童生徒の資質・能力を高めていくことができる領域や内容を検討して、その上で作成することにしております。

次の7ページでございます。

実際には「国語」「算数・数学」「英語」「キャリア教育」と、それぞれの指導計画等を作成しているのですが、全てを説明することができませんので、本日は、国語で作成している指導計画や教材のみをご紹介します。

まず、作成の目的ですが、小学校第1学年から中学校第3学年までの一貫した国語学習が行われるようにするために、年間教材一覧表や教材を作成するということです。

作成するに当たって、私どもは二つの点から、この育てたい力を検討いたしました。

一つは、全国学力・学習状況調査の結果の分析です。

本区の子どもたちにおいては、根拠を明確にして、根拠を基にして自分の考えを述べるということが大変弱いということが分かりました。

また、新しい学習指導要領の主な改善事項に言語能力の確実な育成というのをごさいまして、そこで国語においては、この部分に絞って作成することにいたしました。

学校で使っていただくためには、膨大なものをつくってしまうと、逆に使っていただけないということがありますので、各学年15分で実施できる教材を35回分作成することにいたしました。

この15分というのは、朝の時間でも、または教科の国語の授業の中でも使える、また、家庭学習もできるのではないかという意味で15分にさせてもらいました。そして、週一回行ったときには、年間35週行うことが出来るので、35回分作成した次第です。

次に、項番3の作成する資料、配布先でございますが、一つは小中一貫教育指導資料、この国語のところに、年間教材一覧表と教材及び活用のポイントの一部を掲載する予定であります。

実際に学校でコピーしてその教材を使えるようにするために、9年間の全教材及び資料については、学校に何部か配布する予定であります。

年間教材一覧表が各学年2ページ、教材は各学年35ページになります。そして、解答は、各学年35ページになります。中学校の場合、国語といっても、数学の先生が、朝、見ることもありますので、その回答例をつけさせてもらって、全体では652ページになる予定であります。

各学校に教材2冊と解答1冊もしくは、2冊をファイルにとじて配布する予定であります。ファイルから必要な教材を選択して印刷できれば、すぐに使えるようにしております。

国語の場合には、著作権の問題があり、教科書の地の文というのでしょうか、それを使っても使用許可や利用料が発生しますし、作者がいる場合には、その作者の分もかかります。電子データにしますとさらに経費がかさむため、コピーをして使えるような形で配布することにいたしました。

実際に、国語の教材で、一部、紹介したいと思っております。

8ページを開けてください。

学校にお配りする国語については、こういった作成の目的や活用のポイント、そして新学習指導要領を踏まえた「国語」の授業のあり方、そして、教材という形で、9年間分、小学校には中学校の分、中学校には小学校の分を合わせて送付する予定であります。

続いて、9ページ、作成の目的です。

そこには、国語科における、なぜ根拠を明確にして自分の考えを述べることにしたのかということ、そのためには言語能力を育てていくことが重要であること、

そして、それぞれ、たとえ15分間でも、子どもたちの力をつけたいということで、思考力の育成につながる力と表現力の育成につながる力と、この二つに分けて、それぞれ一つの教材がどこに当たっているのかも明記して、もしその教材を使って学習したときに、かなりの子どもたちができないという場合には、改めてそういった内容を国語の授業で指導できるようにしております。

本日は、資料には添付しておりません。

次の10ページ、活用のポイントです。

来年度については、まずは使っていただきたいと思っております。

それは、朝の時間に週一回行うことでもよいし、または授業の単元の終わりに活用することも、授業内で行っていただくことも、そして家庭学習や補習学習等で配っていただく、活用できる場はいろいろあるのではないかと。いろいろ使ってみる中で、学校として、どこで行うのかということについては決めていただけたらと思っております。

11ページは、新学習指導要領を踏まえた「国語科」の授業のあり方です。

日常の授業が変わることが一番なので、授業が変わっていただくためにどうしたらいいのかということ併せて書かせていただいております。

次の12ページですが、ここから15分間の教材になります。

「小1-27」というのは、小学校1年生の27回目の教材です。

これをまず読んで、そして少し書くという内容で15分間で出来るようにしております。

次が、小学校2年生の12回目の教材です。

夏を感じる言葉を声に出して読み、その上で、またほかにも夏を感じる言葉を書く。これは、1個でもいいし、6個でもいい。また、さらに十何個書いても構わないというように、子どもたちのそれぞれの状況に応じて学習できるようにしております。

次の14ページが、国語の中学校の第2学年の10回目の教材です。

アンケートのグラフを読んで、市長だったらどんなまちづくりを進めたいかということについて、100字以上、130字以内で書く、そういった教材です。

この中学生アンケートについては、これは「私たちの道徳」に載っている資料でございます。その資料を使って、もう一度、勉強していただくというような取り上げ方をしております。

15ページの教材が、国語、第3学年の6回目の資料です。

これにつきましては、本は図書館で借りて読むのがいいのか、買って読むのがいいのか、それを自分の考えで書くと。

その書き方についても、1番目は、「どちらの立場なのかを書く」というように書き方を説明しており、全員が書けるようにしております。これが最終学年である中学校3年生の教材でございます。

それぞれ学年の一部だけお出ししましたが、こういったものを各学年35回分、作成しているところでございます。

最後に、資料にはございませんが、今後の予定についてお話しいたします。

12月をめどに、私どもはこういった「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画並びに教材を作成する予定であります。

これを基に、小中一貫教育推進委員会の全体会で作成状況について報告し、今後の取組について、改めて検討いたします。

その上で、3月には講演会と、それから板橋区小中一貫指導資料の説明会を行い、また、全小中学校に指導資料等を配布する予定であります。

来年度はこういったものを基に、各学校に周知を図っていく考えであります。説明は以上でございます。

事務局 では、ここまでの説明を通しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしく申し上げます。

今日は、例として、国語の実際の教材も示させていただきましたので、イメージはおつかみいただけましたでしょうか。

何か、ご意見はございますか。大丈夫でしょうか。お願いします。

委員 すみません、こういう9年間を通じてのこの一定の教材が示されることで、今回の学力向上であるとか、あと、不登校出現率の低下、元をたどると教師の指導観の違いによって子どもたちが不安になるということが低減するというか、そういう効果が見込めると、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局 やはりどうしても、それぞれ小学校の先生も中学校の先生も忙しいので、小学校ならば自分の担当する学年の教科について、教材研究をしながら、そこで一生懸命授業をするということになりがちで、ほかの、中学校に行つてどういうふうになるのかということまで、なかなか目が向かないということがあります。

その意味で、9年間でこういった資料をお示しすることで、中学校3年生はここまでやるようになるのだということも実感していただきながら、それぞれ少し自分の授業についても変えていただくと。同じように、中学校の先生方も小学校の教材を見て、1年生がこういうところからやっているんだということを知っていただき、その上で、入学してくる子どもたちを指導していただければという思いを持って作成しております。

少し指導が、板橋区の先生方全員がこういった同じ方向性で指導していただくことによって、学力向上、または不登校の出現率低下につながっていくと考えております。

というのも、不登校のお子さんたちのやはり大きな要因というのは、学習が分からないということもありますので、そんなところにも、不登校出現率の低下にもつながっていくのではないかなと思つているところです。

委員 ありがとうございます。

事務局 先生方、いかがでしょうか。ご意見等、質問ありますでしょうか。

委員 教材があるということは、とても学校にとって非常にありがたいところで、例えば15分でできるような内容になっていて、書くことというのはとても大事だと思うんですね。ぜひ、やらせたいとも思っているんですが、細かいことを言うと、時数のカウント、国語の授業の中でこの教材を使えば、当然、国語の時数としてカウントできるんですが、放課後の補習はカウントできないですよ。

朝の時間、二つちょっと、というところがあって、読書の推進、朝、それを進めていくのか、それとも、朝、こっちを、学習の方をやっていくのかというところと、中学校は、朝15分とるとというのは非常に厳しいと思うんですね。

先ほど、担任が朝の時間を使って国語の教材をやったときに、さっき時数のカウントのところで、担任は国語の教員ばかりではないので、数学とか、理科とか、その先生が、朝、例えば15分とか、10分やったときに、時数のカウントとして国語がカウントできるのか。

基本的に、国語の先生が休んで、50分の授業をほかの先生が行く場合もありますね、中学校は。その場合は、その教科の、例えば数学の先生が行って、自分の教科の授業をやれば数学の時数としてカウントできますが、国語の課題があって、数学の先生が行っても国語にカウントできないと、しないと。そういうふうになっているので、その辺の読書の推進と時数のカウント、そのあたりがちょっと分からないところかなと思っています。

事務局 中学校の方では、朝読書を進めてきていて、なかなか朝の時間にゆとりがないというのは聞いているところです。

ただ、私どもとしては、この読む力、書く力というのは全ての教科の基本になってくるという考えの中では、朝の時間にこの15分間これをしていただきたいと思いますという考えでつくっております。

ただ、中学校の状況も聞いておりますので、それ以外の家庭学習や補習等でも、そういった色んな使い方ができるのではないかとすることは提案させていただきました。ですから、朝の時間ですから、授業のカウントとしては考えておりません。

国語の授業で活用した場合には、もちろんこれは国語の授業内ですから授業カウントにはなりますけれども、と思っております。

委員 小学校もカウントにならないんですか。

事務局 小学校も、一応、私ども、カウントとは考えておりません。

委員 そうですか。15分も、3回やったら45分になっちゃうとか。

事務局 なんですけど、一応、国語の授業として力を入れていただきたいという思い

がありますので、そこは国語の授業カウントとするとは考えておりません。

事務局 そのほか、意見、いかがでしょうか。

副会長 国語の例が出ましたが、私は、先生方が頑張ったものについては見せていただいています。

今、事務局の担当からお話がありましたように、やっぱり言葉に着目して、そして、言葉の力をつけなければ、これは目先の学力調査だけではなくて、これから生きていく上ですごく大事になってくると思うんですね。

自分の考えを持つとか、自分の考えを適切な言葉で伝える、伝えられたことをしっかり理解する、これをやっていかないと、本当にこれからの時代というのは、もう書かれているものを覚えるという時代では絶対なくなるわけですよ。

大学入試もこれから見直しがかかってきて、書ける子、話せる子、受けとめてそれを返せる子と、この力をつけるために、ぜひ、「板橋の弱いところはここなんだ」ということを特化して、それに向けてつくられているというところを、私は大きく評価をしているところです。

使わないと意味がないというお話があって、しかも枠があって、学校というのはすごく厳しいというのはあるわけですが、ある意味、こうして地域の方もPTAの方も来てくださっているわけですから、これを家庭で、または地域も含めてですけれども、何かの形で使っていくというのは、そんな方向性も含めて考えていただければと思います。

中学校の先生はもう十分ご存知ですけれども、都立高校では200字書くというのは、もう入試の基本なんですね。中学校の先生方はそれを本当に考えていらっしゃる。

いわゆる義務教育の出口のところでは200字書ける子を育てていかなければ、要するに書ける子を育てていかなければ、その子のキャリアが、または未来が、将来が影響を受けるというところもあるので、そういう意味では、すごいエネルギーの要る仕事をなさったなというふうに思っています。

以上です。

事務局 ありがとうございます。
何か、ご意見はよろしいでしょうか。

委員 特にPTAの方々とか、地域の方々もいらっしゃるの、とにかくカリキュラムというふうに聞くと、もう学習指導要領で教えることが決まっているんでしょう、どういう時間をかけてやるということは決まっているのに、何でこういうカリキュラムというのをつくったの。これを見ると、ドリルというふうに思われるかもしれませんが、その小中一貫という教育ということと、このカリキュラムをこういう形にしたということの関係を少し分かりやすく説明していただくと、何か、もう少しよく分かると思うんですけども。

会 長

いいですか、そうしたら、私の方で。

今の発言の中にあつた、学習指導要領という決まっているでしょうという、一般的にそういうイメージがあるかと思うんですけども、決まっているようで決まっていないという、そのあたりのところについてのニュアンスですね。

例えば、学習指導に直接かかわってくるのは教科書ですね。教科書といっても、今、例えば国語の教科書でも何社かありますよね、一つじゃなくて。

ですから、ある教科書には、例えばですよ、古典で源氏物語が取り上げられていて、かたや、こちらの教科書にはそれが取り上げられていないということは十分あるわけなんです。でも、それは学習指導要領の基にその教科書はつくられているわけなんです。

ですから、学習指導要領だから、どこの教科書も、どの学校も、北海道から九州沖縄まで皆同じことをやっているかという、そういう趣旨ではないわけで、ちょっと専門的な言葉で言うと、「大綱的基準」という、こういう言い方をするんですけども、その言葉はともかくとして、要するに学習指導要領でも決められていることは、決まっている部分は確かなんです。

でも、それは板橋区の皆さんにそれをかみ砕いていただいて、板橋区の子どもにふさわしい教材を用意していただくというのが、それが先生方のお仕事なんですよ。

というふうなことで、あるいは教科書の使い方、教科書は、大体、板橋区共通だと思うんですけども、その使い方によって、先生の教え方というのが、非常にベテランの先生の教え方と、どちらかという、これから頑張ってください先生との間で1時間の充実度が違ってきたりとかというのが、色々あるわけなんです。

ですから、板橋区でも、どこの教室でも皆同じようにやっているかという、実は色々な姿がそこに出てきて、それを了としましようというのがこの学習指導要領の基本的な考え方であって、その上で中身をどう充実させていくのか、どうやって子どもたちの力を引き上げていくのかといったときに、今、色々ご発表いただいたような、ご説明いただいたような形で、こういう工夫をしようということであって、その工夫の今回の場合の一番のポイントが、小学校の先生と中学校の先生が力を合わせましようところが今回の一番のポイントで、例えばこの8ページですね、この8ページのところに国語のそれがあって、資料として、1年生から6年生、そして中1、中2、中3というふうになっていますけれども、これまででしたら、この資料のつくり方というのを、小学校の先生は小学校の先生でまとまってつくる、中学校の先生は中学校の先生でつくるということのこれまでの考え方があつたわけですけども、今回、小中一貫を謳うというのは、これを小中の先生が一緒になって、お互いに知恵を出し合って、9年間を見通したものをつくらうとしたところがこの意図で、現実にとどこまでそれができたかどうか、これはまた評価が分かれるところかもしれませんが、狙いとしては、意図としてはそういうところであつて、このご説明いただいたその一つ一

つがそういうことで生み出されているのだと。

それは、ほかにも、算数・数学についても同様のことであって、さらに将来的には全ての教科においてこういう形で小中の先生が検討することが可能性としてはあり得るといふふうなことですけど、とりあえず現行はご説明いただいた三つの柱でこれを進めたということで、ポイントは小中の先生が力を合わせたという、合わせようとしているというところに一番注視して、どこまで力が合わせられたか、どこまで従来どおりだったか、そのあたりはまた、それぞれ、出来栄えとか、そういうのを比べて見る必要があるんですけど、方向性としてはそういうことだということで。

ですから、これは全部学習指導要領の基ですが、今言ったように、それぞれの知恵、工夫、アイデアというのが、それがあってのこの取組だというふうに捉えていただいてよろしいのではないかと思うんですね。

事務局 ありがとうございます。
 ほかに、いかがでしょうか。

委員 そうすると、教科書とかの授業よりはこっちを重視するということですか。

事務局 先ほど授業カウントをどうするのかというお話がありましたけれども、授業は授業としてやっていただくと。その上で、この週一回15分間のこの教材を、朝、または、どうしても朝できないときには家庭学習や補習等で使っていただくことによって、子どもたちに力をつけさせていきたいというふうに考えているところです。

これを全部やったら630枚になるんです、9年間で。それによって積み上げていくことによって、中学校3年生で200字書けると言いましたが、そういった力をつけていきたいと思っています。

委員 これがつまらずいちゃうと、だめということですか。

事務局 それは、私どもがこれをつくるときに、何も書けなかったら、何も分からなかったら、この一回分がつまらない時間になってしまうだろうと。そういう意味で、何かしらできる、例えば音読する、先ほどの夏を感じる言葉でも、声に出して読む、読むことはできます。その上でほかにも夏を感じる言葉はないだろうか考える。

1個でもいいし、ここで考えたところで終わっても構わないだろうというふうに思っているところです。ですから、前提は、何らかのことを子どもたちができるということをつくっております。

委員 そうすると、できるところまで、これをクリアするまで子どもはやるということ。言い方がちょっとおかしいんですけど、これを理解しないと先に進めない

か、そういうのは、それはないということですか。

事務局 自分で考える、そして表現するという力がつきますから、それをここの今の夏を感じるころでは、1個書いた子は1個書いた力がつくし、もっと6個以上考えた子は、更に力がつくという、そういった幅を持たせて使えるようにしております。

会長 ですから、今のご質問も大変大切な点で、これと教科書の関係はどうなっているのかというのは、当然、出てくる質問だと思います。

まあ、言うならば、教科書の理解、色んな考え方があると思うんですけども、教科書をより深く理解するためにこれがあるんだという。これが教科書理解を支えていく、そういうものとして、ある意味で、一緒にランナーに走ってもらおうという意味では、伴走者としてのこれがあるんだというふうなことだと思います。

ただ、内容を見たときに、むしろ教科書より難しいじゃないとか、そういうのも出てくるかもしれませんし、あるいは改めて、この内容と教科書のキャッチボールがどうなっているんだということというのは、それは一つ一つ精査していかなくちゃいけないんだと思いますけれども、基本的には教科書の理解をより支えるとか、より底上げしていくためにこれを勉強してもらおうというふうな、そういう心づもりでこれをつくっているんじゃないかというふうに私は理解しまして、ということで、そのあたりのところは、また、今後、詰めていただければというふうにも思うわけですがね。

副会長 結局、眺めているだけとか、聞いているだけでは力はつかないんですね。

自分で考えたことを自分で表現してみるというのが、一番力がつく。それをやっぱりこういう形で積み上げていく。ここまでできたら○、ここまでできなきゃ×というのではなくて、そこが、結局、部会でさんざん揉んで、子どもにとって、たとえ一言でもというか、これに取りかかる、表現してみるというところを大事にしていこうというふうな共通理解で進んでいっているのを私はそばで見えておりましたし、そういうところですごく苦勞なされたものだと思います。

逆に、見て終わって、先生が○をつけて返してくるだけじゃなくて、「どうやった」なんて、ちょっと隣同士で見合って、「それはあるね」なんて、そんな形で、ここに書いてある、今、これからは絶対必要な、「主体的・対話的」と書いてありますが、自分でやって、皆と一緒に比べてみたり、話してみたりしてさらに深めるという、その学びの姿も引き出していこうという、そこら辺も考えてつくられています。

だから、○×で、「はい、合格」云々だけではない、それもあるかもしれませんが、それだけではない中身になっているのかなと思います。

ぜひ、それは検証しながら、もっとよくなるにはというところが十分きくわけですから、そういうふうにして作っていかなければいいなと思うんです。

委員　　そうすると、授業というよりは、家に帰ってとかの方が、効果があるんですね。

要は、みんなで一齐にやるよりは、ちょっと家で考えた方が、子どものちょっと力が違うと思うと、何か、その15分ももったいないのかなというふうに。何か、ちょっと変なあれなんですけど。

事務局　　これは、テストではなく、基礎力を高めていくものですので、自分でやって、またはお互いに伝え合って、自分が考えた分、人から話を聞いて考えた分自分の力になるし、そうして力を高めるために行っているものですので、できたら学校で友達と対話しながらやるということも大事ななと思っているところなんです。

会長　　ですから、趣旨としては、やっぱり学校で責任持って取り組んでいただくというのがこの話だと思うんですね。

一方においては、昨今、色んなところで家庭学習の手引というのも全国的に作られています。それはどちらかというと、学校より、むしろまさに家庭の方ということですけども、これは、ご説明いただいた趣旨としては、家庭学習の手引の一環としてというのとはもっと違うんじゃないかと思う。

先ほど申し上げたように、まさに教科書とこれとがという形で、学校が教育課程の枠と、少し横というのでしょうか、でも、基本的には学習指導要領の基でというふうなことのご説明があったかと思しますので、そういう意味でいうと、学校の守備範囲の中で進めていこうというふうなのが基本的な考え方じゃないかと思えます。

事務局　　そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

事務局　　それでは、続きまして、議題の(4)に入らせていただきます。

小中一貫教育における地域との連携(板橋区コミュニティー・スクール)についてでございます。

資料3につきまして、担当から説明いたします。

また、本日、机上に文部科学省が作成しておりますパンフレットで、緑色の物がございますでしょうか。そちらもあわせてご覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

事務局　　よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

こちらの検討会とは別に、現在、板橋区らしいコミュニティー・スクールを導入しようということで検討会を進めておりますので、その検討状況についてご報告をさせていただきます。

資料3の方をご覧ください。

まず、この板橋区コミュニティ・スクール導入の検討に至った背景ということでございますが、近年、学校を取り巻く環境が非常に大きく変化しており、地域、学校が抱えている課題が、複雑、多岐にわたっております。地域だけ、学校だけでは解決が難しくなっている状況があります。

こうした状況を受けまして、学校、地域、家庭が一体となって、よりよい教育の実現に向けて取り組むため、平成28年3月に、「いたばし学び支援プラン2018」を策定し、その中で「コミュニティ・スクールの導入検討」というものが位置づけられております。

また、この検討に先駆けまして、区立小中学校を対象といたしました「学校支援活動等の実施に関する調査」というものを行いまして、その結果からも、学校は、学校教育を行う上で地域との連携は欠かすことができないというふうに認識している、また、「学校経営そのもの」についても、地域との連携が必要だと感じているという学校が全体の35%に及んでいるというような状況でございました。学校としても、これまで以上に保護者や地域の方々と課題を共有して、連携を進めていくという必要性が認識されているというふうに感じました。

こうした状況を受けまして、板橋区コミュニティ・スクールにつきましては、現在、全校で学校運営連絡協議会というものが既に実施されております。こちらは既に地域の方に入っていただいて色々意見をいただく団体でございますが、これを学校運営協議会に、文部科学省がやっておりますコミュニティ・スクール、学校運営協議会に移行し、平成30年度からは、小中学校全校で実施されています学校支援地域本部、こちらも校長先生の求めに応じて、区、学校支援、地域の方が教育活動を支援するという仕組みでございますが、学校支援地域本部とこの学校運営協議会が連携・両輪の関係で教育活動を支援する仕組みということで、「板橋区コミュニティ・スクール」の導入ということを考えているところでございます。

また、平成29年3月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されまして、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。こういったところも、運営について重要視されているところの一部でございます。

板橋区では、コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」に有効な仕組みだと考えて、新しい取組ではなく、既存の仕組みや組織を活用して、教育活動の充実を図っていく。あわせて、学校を核として地域の方の活動を通じて、地域の方がつながっていくことにより、地域の活性化にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

2の今後の予定ということでございますが、平成30年度の本格実施に向けて、準備機関として推進委員会を設置いたします。

平成30年度は、小中学校合わせて10校程度で推進委員会というのを設置いたしまして、本格実施に向けたどんな準備が必要か、また、協議会の人選や人数など、年間の協議会スケジュールをどうするかといったことについて、具体的に協議会を運営するに当たっての課題や問題点などを検討していきたいというふう

に考えております。

平成31年度には、全小中学校で推進委員会を設置し、本格実施に向けた準備をしてまいります。

そして、平成32年度には、全校で板橋区コミュニティ・スクール委員会学校運営協議会の本格実施を予定しているところでございます。

次のページをご覧ください。

板橋区コミュニティ・スクールの仕組みということでございます。

現在の仕組みといたしまして、先ほどもご説明しましたが、既に学校運営連絡協議会というものがございます。こちらは地域や保護者から幅広く意見を求めるため設置されているものでございます。

一方で、学校支援地域本部、こちらは校長先生の求めに応じて、学校を支援する活動をコーディネートするものでございまして、地域コーディネーターと呼ばれる方がボランティアをコーディネートして学校を支えるためのボランティア活動を行っているところでございます。

現在は、この二つが連携して、学校の教育活動を支援する取組を行っているという状況でございます。

今後の仕組みといたしまして、この二つの仕組みを生かして、学校運営協議会と学校支援地域本部が学校を支える両輪として、より一層協働して学校を支援する仕組みの取組を充実させていきたいと考えているところでございます。

現在、板橋区では、青少年健全育成地区委員会による活動ですとか、学校開放協力会による、土曜日に実施されておりますいきいき寺子屋活動など、地域の方が中心となって様々な子どもたちの健全育成や学校を応援する活動が行われております。

学校運営協議会を通して、地域の方と学校がより学校や地域の課題やビジョンを共有して、地域と学校が連携して、子どもたちの課題、豊かな学校生活に取り組むためにどんな支援ができるのかといったものを、協議していただきたいというふうに考えております。

そして、実際の支援活動の実動部隊として、学校支援地域本部がその活動をコーディネートして、具体的な支援活動を行っていくということになります。

これまで、学校からの求めに応じて学校支援地域本部が学校を支援する活動というのを、企画・実施しておりましたが、学校運営協議会が設置されたことを踏まえて、これまでよりも一層地域の方の意見を取り入れた、地域の方の協力を得ながら学校を支援する活動が活発になるということを期待しているところでございます。

説明については、簡単に、以上でございます。

こちらは、参考にさせていただきました文部科学省の方で発行しておりますものでございまして、特にコミュニティ・スクール導入に当たって、研修会等で配られているものでございます。

文部科学省の法律の方で決められております、コミュニティ・スクールの三つの機能ですとか、法律改正されたものを解説されているものでございますので、

ご参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

事務局 ありがとうございます。コミュニティ・スクールにつきましてご説明をさせていただきます。

ご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。

委員 この図のところですが、こっこの図、コミュニティ・スクールで他の会議にも出ているので多分記憶に残っているのかなというところがあって、この区の資料のところ、図の中に区の教育委員会の場所がないんですよ。どういう立ち位置なのかなど。

多分、他の会議のときに、そのことが出たと思うんですね。

こっこの文科省の方にはちゃんと入っているのですが、その辺は見捨てられていないですよ。ちょっと入れておいていただいた方が、とてもいいのかなとは思っております。

事務局 分かりました。

会長 おっしゃったように、これは、法律でそうなっているんですから。

事務局 教育委員会としては、委員の任命ですとか、あと、運営について基本的に適正な運営を確保するための支援というのはさせていただくということになっておりますので、ちょっとイメージ図については、改めて少し検討させていただきます。

委員 全体を支えるという形になるかと思います。

事務局 そうですね。教育委員会としては、全体。それぞれ学校のコミュニティ・スクールの委員会を支えていくというか、支援していただくという形になるかと思います。

事務局 そのほか、いかがでしょうか。
お願いします。

委員 コミュニティ・スクールに関しては、別の委員会で今検討中というようなどころなんですけれども、今日は、この会議では、小中一貫教育とどうかかわるのかという、そこがポイントになるのかなというふうに思うんですね。

それで、特に今の学校運営連絡協議会から学校運営協議会というふうな形で少し変わる部分があるというところで、その中で、この緑色の冊子のところにコミュニティ・スクールの三つの機能というのが書かれているんですけども、こ

の中で、特に一番上の校長が作成する学校運営の基本方針を承認するというところがあるんですけども、これは必須の内容、法定されている内容というふうになります。

校長先生から示されるこの基本方針というのが、ちょっと私もまだ十分理解していないところもあるかもしれないんですけども、先生が出される基本方針というのが、恐らく小中一貫というのが進んでいくと、そういった小中一貫の視点で校長先生は基本方針というのを出されて、それを委員である町の皆さん、それから、学校を支えている、板橋区の場合であれば、青健の皆さんであるとか、学校開放協力会、PTA、その他、多くの皆さんがそれを承認するという、かなり重いというんですかね、先生のお話を聞いて、「そうですか」と言うだけではなく、それを理解し、それぞれの皆さんもそれを、その内容を支えていくんだというような主体的な意識を持って承認するという、そのところがこのコミュニティ・スクールと、それから小中一貫というのが深くかかわってくる接点なのかなというふうに私は理解しているんですけども、その辺、また、どういうふうに考えたらいいか、ちょっと教えていただけるとありがたいんですけども、どうでしょうか。

会 長 今のお話しに係わって、私も教育委員会にご質問させていただきたいと思うんですけども、ここでいう学校運営連絡協議会、あるいは学校運営協議会ですね、つくるとしたときに、各学校ごとにつくるというようなことをお考えになっているのか、それとも、小中のまとまりの中で一つ作ろうと、具体的に言うと学びのエリアですね、学びのエリアごとにつくるというような考えをとっているのか、どうも推察するに、現在はそれぞれの小中学校それぞれでつくろうとされているというふうに拝察するんですけども、先ほどのご質問を含めまして、私の話等々で、そこら辺のところはどういうふうに、現在の段階で、協議が進んでいることも含めて、委員会としてはどういうお立場であるのかどうなのかということをお教えください。

事 務 局 現在の検討としては、法律で学校ごとというふうになっておりますので、基本的には学校ごとということによって設置を考えているところでございます。

ただ、将来、小中一貫教育ということで、小中一貫のカリキュラムで、もしなされるような学校ですとか、例えば隣接校として小中一貫校として取り組まれるような学校があるということであれば、それはまた一つのコミュニティ・スクールとして検討することもできるのかなと考えておりますが、基本的には、法律の方で各学校ということと、あと、特例的に一緒にというふうなことも今回示されておりますので、それに則ってということになると考えています。

会 長 ですから、もう、当然、お立場上、お分かりのとおりなんですけれども、法律的には、各学校で作るとということと同時に、小中一つでつくるとということも構いませんというふうな、両方ですので、ですから、そういう点からすれば、私ども、

ここでは小中一貫について考えていますので、学びのエリアですから、そうすると、おのずから学びのエリアごとにこれをつくるというふうなことというのが一つの方向性としてあるんじゃないかと。

ただ、現在、縦割り行政中のそれですので、縦割りごとでそれぞれ、色々お考えがあって、それぞれが現在だと思うのです。

むしろ、そちらの方で、このあたりは組織上調整していただくというふうな、そういう話なんじゃないかと思っておりますので、ここでそれぞれがどうかとか、云々というふうな、あるいはまとめて云々ということよりも、皆さんの組織としてそれをご検討くださいというふうなのが、こちら側からすれば、そういう話も一つあり得るのかなと思ひましてね、ということでご検討いただければという。

副会長 補足するようで、補足というか、あれですが、地域の方、PTAの方、この文科省が出しているこの組織図の中の一番下のところには、まさにそれが示されていると思うんですね。

国の方針の体制としても、一番下、さっき教育委員会の位置づけというお話がありました。その下に、小中一貫型小・中学校などは、もうこんな形で出てきているということがありますので、これは法的にも改正された後、この方法でというのが示されたという、この認識の中で、私たちの部会、この場は考える必要があるのかなとは思ひます。

縦に切っていったらこの事業そのものがないではないですか。だから、地域と、学校と、家庭と、みんなでというので、そういう横軸をしっかりとつくっていくという姿勢がなければ、今、国が出してきている様々な方針は実現が非常に難しくなってくるのかなと思ひますけれども。

事務局 ありがとうございます。

会長 先ほどのご質問のあった基本方針を承認するという、この基本方針の中身というのが、基本的には学校を編成する教育課程、先ほどご説明があった、それが実質的な中身なんですね。

それを校長先生のポリシー、方針のもとにということ、それを学校運営協議会の皆さんが了とするという、そういう仕組みの中で動いていくということですが、この場で言うならば、そういうことを地域の方をお願いするのがここに座られている校長先生方のお立場で、どなたをお願いしたらいいかどうかということで、きっと校長先生、色々、ご相談があったり、悩まれたりしてという、そういうことで、それを教育委員会に上げて、教育委員会が制度的にはそれを承認するというようなことで、不都合な場合には、教育委員会がそれをやめとせよという、そういう力を教育委員会は持っているわけで。

ですから、基本的には、この話は教育委員会が責任を持つという、そういうことであるわけですが、ただ、そういうことが整って、運営を始めると、やっぱり実質的には校長先生が大きなまた運営の責任者というのでしょかね、

推進の役割としてそれを担っていくのだということですが、ただ、その場合に、地域の方々がその校長先生のご説明を了ししなければ、運動会一つ開けないというのがこの制度ということになるわけです。それがこの基本方針の承認という中に入るわけですので、当然、地域の方も、そういう意味で言うと、かなり責任がこれまでとは違った形で大きくなるという。

要するに、苦情だけ言っていれば話が済むという話ではなくなってくるわけで、一緒に責任持って進んでいただくということが、この趣旨ということになりますので、そこまでのところ、これまでどちらかという、ある意味で言うと、学校におんぶに抱っこ、不都合なことが起これば注文をつけるということを超えていこうというようなことも、この趣旨の中にはあって、一緒に地域の方と学校とが子どもの将来に責を負っていくということが、この本来的な趣旨なんですけれども、そういう点からして、もう一つのデータとしては、この文科省がつくった9ページ、10ページですね、9ページ、10ページのこの資料を見ていただければと思うんですが、これ、何が書いてあるかという、今、申し上げたような趣旨で作られているところが、こういう状況で、グリーンで塗ってあるところが100%設置されているということで、都道府県単位で見ると、山口県が100%というところで、その次が京都府、中心は京都市なんですけれども、京都府ということで、それで東京都は、数も多いせいもありますけれども、現在のところ、パーセントからすると10%ぐらいですか、10%か20%ぐらいのところまで推移しているんじゃないか、こういう中に板橋区の皆さんが、このところに取り組んでいこうということで進もうとされているということだと思いますけれどもね。

事務局

ありがとうございます。

今現在でも、青健関係の方だとか、PTAの方、学校の運営にかかわっていただいていると思うんですけれども、今、会長から色々ご説明いただいたように、今後、さらにまた深くかかわっていただくというところで、何か、ご意見等、ご質問等、ございましたら、いかがでしょうか。

委員

ほかの自治体と比べると、板橋はどうというのがあるんですけれども、実は、例えば7ページの下の方ですかね、協働というところを見ると、板橋区はもう既に非常に地域の皆さんとか、お父さん方とか、頑張ってくださいっていて、実態としては、とても、色々、学校、それから子どもたちのことを支えている状況があるなというふうに教育委員会では認識しているんですね。

ただ、いわゆる法定されている、法定というか、法定されているコミュニティ・スクールという学校運営協議会制度というのにまだちょっとになっていない、一歩手前ぐらいになるので、恐らくここ一、二年、もう少し話を詰めていけば、板橋区としても実現できるのかなというふうに思っているんですね。

あと、板橋区コミュニティ・スクールの特徴としては、学校支援地域本部との両輪・協働の関係を上手につくれたらなというふうに思っているところがあるので、学校支援地域本部も、来年度、全校実施なんですけれども、非常に上手に機

能しているところもあれば、なかなか学校の先生方もちょっと遠慮なさって、うまく町の皆さんに、やってほしいことを降ろせていないところがあったり、あと、地域コーディネーターの皆さんも、非常に活発に、もう既に慣れて色々な情報も集めて動いているところもあれば、まだちょっと勉強している段階のところもあるので、そここのところの機能がうまく動かせるような、そういう仕組みづくりがこの板橋区コミュニティ・スクールの中でできていくといいなという気持ちが、今、あるんですよ。

そこは、今年、来年、それから再来年ぐらいで、先生方ともよくご相談したり、学校の実態、それから地域の実態もそれぞれ少し違う部分もございますので、ちょっと状況なども色々確認しながら進めていけたらいいなと、そんなことを、今、思っているところですし、それが、ひいては小中一貫ともかかわっていくと、うまくつながるといいのかなというふうに思っているところです。

会 長

今の最後のご発言のところですね、もうここまで来ますと、コミュニティ・スクールと、それから小中一貫はやっぱりセットにして検討し、進めざるを得ないところに、皆さん、来ちゃったんじゃないかということ、腹をくくっていただかないといけないところにあるんじゃないかということですね。

ですから、例えばコミュニティ・スクールと小中一貫を別々にというのもあり得る話だというふうに思いますけれども、1年前だったらということなんですけれども、ただ、こういうふうな段取りで、プロセスで、何で、今日、この会をこういう形で議題を設定して、こういうやりとりをしたのかというのは、やっぱりそういう方向性とか、そういうことを色々皆さんお考えになりながらだというふうに私は認識してしましてね、ならば、これをセットにしていくには、どういうことが課題であり、それをどういうふうクリアしていくとその先が開けていくのかどうなのか、そういう観点で、皆さんの意見の中でやりとりしていただくというのが一つだと思います。

それから、もう一つは、先ほどの全国の統計ですね。実際、全くこここのところに登場しない都道府県もたくさん現存するわけですね。

じゃあ、その都道府県が全く学校と地域の関係について疎遠かということ、先ほどのご発言もありましたように、結構やっていますよと、地域と関係もそれですよという、だから、わざわざやる必要ないんですよという、典型的に福井県が、福井県ゼロなんですよ、山口県100ということなんですよ。

ですから、そういうことからすれば、それぞれの地域の事情等々があつてこういう状況なんだという、それがまさに大前提であるわけで、ですから、板橋区のそれにしても、それぞれご発言がありましたように、現状だって、それなりに学校と地域の関係をつくりながら進んでいるという、そういうことで、全くないから、さあ、始めなくちゃいけないんじゃないかと、そういうことではないと思うんですよ。

でも、ここまで来て、来るというか、小中をつくっているときに、もう一步、二歩踏み出しませんかというのが、この取組の提案であるわけですから、踏み出

すに何に躊躇しているのかどうなのかとか、じゃあ、踏み出そうとすると何が大変なのかどうなのか、どういうふうにすると踏み出せるのかとか、そういうことを地域の方々とか、皆さんの間でやりとりしていただくというのも、また検討を前向きに進めていくためには、一つ大切なところじゃないかなと思います。

有り体に申し上げますと、一步を踏み出すには、これ大変な部分があるんですよ、とりわけ地域の方々の方に。

どちらかという、これまでは学校の方の負担感とか、あるいは学校の中に地域の方々が多く入り込み過ぎちゃって云々みたいところが、どちらかという大きな声として、ブレーキ役のような形で声が出てきているんですけども、もう一步、二歩やりますと、地域の方々も、これにやっぱり一緒にかかわっていくには、ある意味で一緒に汗を流さなくてはいけないという、この部分のところをどう理解し合えるかどうか、というところが一つのターニングポイントになる部分ですので、そのところを、一定の時間の中で皆様に詰められるということが、この点の検討の中の一つの柱になってくるんじゃないかなと思います。

ですから、この会で、どのあたりまでこれを取り扱うのか、ちょっとよく分かりませんが、そういう点からすれば、また、小・中、学びのエリアの中でのありようというふうなことについての、地域の皆さんと皆さん方でのやりとりというのは、進められたらよろしいんじゃないかなと思います。

事務局 今でも青健で色々と関与していただいていると思うんですが、何かご意見等ございますでしょうか。

委員 ちょっといいですか。地域を必要としているのは35%ぐらいのご意見もあると、今、データが出たんですね、ここでね。

そうすると、地域は何をすればいいかというのは、結局、授業に対する、教えるとかどうのこうのではなくて、あくまでも地域は学校支援という形で方向性を持っていくのか、学校の教育に対しては先生方が教えるだろうけれども、それ以外は一体どういうことをすればいいかというのをちょっと考えていただければ、それに対する学校の支援ということでした方がいいのかということも、一つ考えなくてはいけない。

ただ、今、中で、ここで、複数の、これから小中一貫校という形でやっていくのであれば、色んな学校の集まりが出てくると思います。

そうすると、各地域の方から色んな意見が出てきたら、それをまとめるのは大変ということにもなるんじゃないかなという、そういう懸念があるね。

それで、個性が強い人だったら、何を言ってもまとまらないとかはあると思います。

それは、こちらの方で色々な形でやっていけば、全体的なことを考えて進めていただければいいんじゃないかと。

事務局 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(はい)

事務局 それでは、続きまして、議題の（５）、中間のまとめ骨子（案）ということで、担当から説明させていただきます。

事務局 本日もよろしくお願いたします。

座りまして、説明させていただきます。

事前配付資料の右端で、１９ページ、資料４でございます。

平成２９年度検討報告書中間のまとめ骨子（案）ということで、こちらの方のページが、中間のまとめの目次のイメージになっています。

全体のつくりとしましては、まず、第１章ですけれども、板橋区においては、今までの検討会でも議論されているとおり、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育、これをさらに発展させて、小中一貫教育を推進していくという方向になっているかと思いますので、学びのエリアとは何かという説明が最初にないと分かりづらいかないと思ひまして、こちらの方に少し詳しく説明している部分が第１章になります。

第２章では、板橋区が今後進めていく小中一貫教育の目的、進むべき方向性について記載しております。

第３章の方で、実際に今後進めていく小中一貫教育の具体的な取組の内容について記載しているというふうに思っております。

第４章の方で、学校施設整備計画との整合性というところに加えて、今後進めていくためのスケジュール、また、推進体制というところの記載をしようかというところで考えてございます。

最後に、参考資料ですけれども、前回、議題となっていた施設面の検討については、参考資料という扱いにさせていただきました。

その他、設置要綱、組織図、委員名簿、検討経過というところをつけて、全体の構成とさせていただきます。

次、開いていただいて、２０～２１ページの方で、こちらの目次に、中の構成をちょっと埋め込んだような形の資料をつくらせていただいております。

また、本日、机上配付ということで、こちら、中間のまとめ（案）ということで、まだ、作りかけで中身もちょっと埋まっていない部分があるんですけども、あくまでも現時点のたたき台ということになります、あわせてご覧いただければ、イメージがつかみやすいかと思ひます。

余り時間もないので、ちょっと短目に説明をさせていただきますけれども、第１章のところでは、学びのエリアの導入経緯、小中連携教育のカリキュラム、今までのカリキュラムですね、こちらの方、２８年度の報告書から引っ張っております。

学びのエリアの現状につきましては、エリアの一覧をまず付けて、通学区域との関係、こちらは第2回目の検討会の資料から付けております。

また、学びのエリアの課題というところも文章として入れております。

4のところで、学びのエリアの取組の状況ということで、こちらも第2回目の検討会の報告書などから入れているところがございます。

第2章につきましては、構成の1のところで、教育ビジョン2025、板橋区の教育基本計画における小中一貫教育の実現というところを1ページつくりまして、2番、学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進というところは、ちょっとこちらを開いていただくと、12ページのところで、「タイプの異なる学校が混在していても9年間を貫くカリキュラムは共通」というところを改めて載せております。

3番、小中一貫教育の目的というところで、先ほどもお話がありましたけれども、第2回目の検討会から引っ張っているものになります。

4番、小中一貫教育の方向性ということで、こちらも第2回の検討会に資料としてございました9年間の教育目標の設定、学びのエリアごとに設定するという話と、目指す子ども像の設定、また、今日お話がありました9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画の作成というあたりを軸として進めていくというところを第2回目のときに使った資料などを基に入れている部分になります。

第3章の具体的な中身というところですが、こちらは学びのエリアの見直しにつきましては、まだ、ちょっと教育委員会の中で決定していないというところで、一覧の方は、今のところ、付けておりません。

学びのエリアで今後進めていく取組内容というところで、こちらの18、19ページあたりで、第2回目の資料を基に説明を加えております。

その次の、こちら小中一貫教育中間のまとめ20ページ、ちょっとこちらは新しくつくった資料ですので、こちらはご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、板橋区で想定される小中一貫教育の施設形態ということで、中学校1校対小学校1校、こちら分離型もしくは施設隣接型で、条件等合えば小中一貫の施設一体型、2番目。

3番目については学びのエリアで小学校が複数あるパターンというところで書いておりますけれども、通学区域が入り組んでいたり、進学状況が同程度の中学校が複数あるような小学校もございますので、学びのエリア内の中学校との連携のみならず、他のエリアの中学校との連携ということも考えられるということで、4番という類型をちょっと入れております。

いずれにしても、先ほど9年間の教育目標の設定、また、カリキュラムの作成というところにつきましては、全ての区立小中学校で実施していくということになりますけれども、その他、個々の取組については、学びのエリアの実情に合わせて展開するというところで、ある程度の濃淡は許容する必要があるのかなというふうに考えております。

その次ですね、9年間の教育目標の設定というところで、こちらは第2回目の資料から入れているものになります。

次の23、24ページにつきましては、本日の議題になりましたカリキュラムのところと地域との連携ということで、コミュニティ・スクール、こちらは、まだ今日検討されるということで入れておりません。

第4章の方で、25ページ、学校施設整備計画ということで、板橋区の方で、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」ということで改築計画を立てておりますけれども、いずれにしても、学校の建替え時期のタイミングでないと小中一貫教育の施設整備はなかなか難しいというところになりますと、多くは施設分離型における取組になるということを考えておりますので、施設一体型の整備が難しい場合には、小学校5年生や6年生が中学校の校舎で過ごすような形態も考えられるというような文章をこちらの方に入れております。

次の、今後のスケジュール、推進体制につきましては、第5回、次回に提示できればというふうに考えております。

参考資料のところ、前回、施設面の検討につきましては、こちらの方に参考資料という形で取扱いとしてはさせていただきます。

雑駁ですけれども、説明としては以上になります。

事務局 検討会の報告書、中間のまとめの骨子ということでご説明させていただきました。

基本的には、今まで検討していただいた中で、現状については資料そのまま、検討の結果など、ご意見をいただいたものにつきましては、新たに作成した資料もございます。ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

委員 22ページの教育課程の第1表ですけれども、学びのエリアごとに小中一貫という視点で、極端に言うと学びのエリアで統一されるというふうに考えるものになるのか、それとも学びのエリアで小中の先生方が、色々、協議をなさったりして、地域子どもたちをこういうふうに育てていこうというようなお話がありながらも、それぞれの校長先生がそれを踏まえながらも、お一人お一人、その学校ごとにこの一表を作成する形になっていくのか、その辺がどうなっていくのかというのがちょっとまだイメージできないんですが、そこはどういうふうになっていくのでしょうか。

それによって、先ほどの話ですと、コミュニティ・スクールも関連してしまうので、ちょっと確認したいんですけれども、それはどうなんでしょうか。

事務局 先ほど教育計画を校長がお示しし、説明するとありました。その意味では、教育計画の最たるものがこの教育課程届だと思っております。

そのときに、それぞれ小中が目標とする子ども像を共有していなかったら、それぞれ、ばらばらな教育活動が行われていくことになるので、その意味では、目指す子ども像を共通に決めていただく。

そこで、そうすると、この教育課程届の中ではどこになるかということで提案させていただいたものでいうか、この今の学校の教育目標が、今現在ある学校

の教育目標と重なって、また二つつくるのはかえって混乱するという場合には、私ども、その部分には目指す子ども像というものを共有していただければ、それでいいのではないかと考えているところで、ここは少しまた検討していきたいと考えているところです。

委員　　そうすると、もしかしたら、一部、その学びのエリアで目指す子ども像というところで、もう複数の学校が共通になる部分もあるかもしれないけれども、基本的にはそれぞれの学校でという形ですか。

事務局　　そうですね。この目指す子ども像はエリアで決めていただき、その上で、例えばそこにございます学校の教育目標を達成するための基本方針といったところで、目指す子ども像を共有した上で必要な教育活動等があれば、ここに掲載されてくることになるし、それ以外については各学校で決めていくことになります。

会長　　今の点、皆さんでまた議論を深めていただければというテーマじゃないかというふうに思いますね。

ですから、まあということですがけれども、基本的には、私は今の問いに対しては、そのエリア内は共通すべき、何のためにエリアをつくっているのかと、エリアをつくってそれを独自にやるんだったら、エリアなどの発想をつくらなくたっていいわけで、「どうぞ、それぞれおやりください」でいいわけですけど、何で9年間の目標を立てるとか、共通する子ども目標を立てるとかというのは、基本的にできるだけ共通する部分を9年間で立ててやろうというところがこの発想の基盤になるわけですから、それを前提にしたときに、それぞれのそのところで独自性を主張する云々ということというのは、優先順位からすると下がるはずじゃないかということで、むしろ、いかに9年間、あるいは学びのエリアで共通の部分をごれほど担保できるのかどうなのか、そこで9年間の縦のそれを追求できるのかどうなのか、そちらの方こそ、むしろ優先順位を上げて追求すべき。

そのことが学力を上げるとか、あるいは不登校を減少させるとかという目指す目標に接近するんだというふうな、そういう考え方だと思いますので、そこら辺のところはもちろん、それぞれお立場、お立場とか、議論が色々おありなんじゃないかと思うし、ですから、そういう意味で、先ほどの大綱的基準というのが実はまた一つの話になってくる部分というのがあつるわけで、それぞれの学校がそこにエリアの中に存在する以上、そこには独自性とか、そういうものというのが存在する余地というのは十分あつるわけで、ですけれども、繰り返しませんけれども、その優先順位の上げ方とか、そういう話の議論のもつていき方とか、組み立て方ということを、また、少し意見を交換していったらいいかと思つます。

事務局　　そのほか、構成等、何かご意見。

副会長　　質問。22ページです。

これ、イメージだから本当にはならないと思うんですけども、22ページの1表ですが、一番下の吹き出し、これは意味はあるんですか。

どっちでもいいですよと書いてあるじゃないですか。統一する、もしくは異なる記載となる。一番下の吹き出しのところですね。

事務局 これについては、私どもの当初の考えでは、目指す子ども像を共有したら、実際にその基本方針は共通にさせていただきたい。ただ、全て共通にすることがなかなか難しいだろうなということで、まず、1年目は、2年目はということで深めていけばいいということで、まずは最重点教育活動から先は各学校で異なった記載になっても構わないのではないかというようなことを提案させてもらった次第です。

ただ、今、会長からのご指摘もございましたので、また、ここは検討してまいります。

副会長 そうですね。「もしくは」というと、どっちでもいいですよということですから、その書き方はちょっと気になったというか。意図は分かりましたけれども。それから、もう一ついいですか。

先ほど、委員の方から、カリキュラムについての説明をというのは、ずっと前にありましたけれども、やっぱりカリキュラムというのが、いわゆる大きな学習過程といいますか、教育課程という捉えと、そして今回の部会を出してきたものとの「カリキュラム」というのがちょっと違うんじゃないかなと、私も思うんですね。

つまり、この「カリキュラム」と書いてあるけれども、23ページの3番です。言うならば、例えば国語部でつくったのは、言語力向上のカリキュラムだと思うんですね。それが同じ「カリキュラム」という言葉でぼんと出ているので、何か、見ると、学習指導要領に載っているその内容と、それからつくったものが何かちょっとステージが違うんじゃないかみたいな、そういう誤解、誤解といいますかね、思い違いが生ずるかなと思うので、例えば国語とか英語部というのは、言語力を向上するとか、またはもっと大きく言えば、思考力、判断力ないし表現力、それを伸ばすための独自カリキュラムとか、及び教材開発というふうにしておけば、そのこととの混同というか、が少なくなるのかなと思うので、このタイトルを、事務局がご説明になった、色んな移行時期だから、「今年度はこれに絞ってやりました」というのが、分かるような書き方の方がいいんじゃないかなとは思いました。

ごめんなさい、後に戻るようで申しわけないんですけど。

これも、検討していただければと思います。

会長 ですから、どっちでもいいじゃないかというのも、またあるかもしれませんが、ただ、言うならば、「カリキュラム」というのは教育課程と同義というふうな使い方をして、やっぱり全体にかかわる計画というふうなニュアンスがか

なりあるんだということで、ですから、そういう「国語のカリキュラム」という、こういう言い方は基本的にはしない。

だから、「数学のカリキュラム」って、中学校の先生は、結構、そういう使い方をするんですよ。その場合のカリキュラムは、基本的に中身なんですね。

数学のカリキュラム、数学の、ある意味で、指導計画のことを言っているんだというふうな言い方、あるいはどうしても片仮名言葉を使ったかったら、国語のプログラムとか、そういう言い方、あるいは、そこでいう指導資料とかというふうな、むしろそういうふうに使っていこうというふうなお互いの共通理解の仕方をしてというふうな形で、ですから、もうカリキュラムというのは全体の包括的な教育課程の同義だというふうな言い方で。

副会長 一般化しているところがあるのかなと。

会長 そうですね。もう少し言うならば、学習指導要領と教育課程は、ほぼイコールなんですね。何かというと、さっきの決まった云々じゃないですけど、基準性というふうなことなんですけど、カリキュラムと使うのは、意図的、意識的に使っている方は、むしろ基準を超えて色んな裁量の幅が広がったというふうな、だから、要するに、この中には、国の言っていることが全てじゃなくて、もっと我々の立場があるんだとか、独自性があるんだというふうなことの意図を込めて「カリキュラム」という言葉を使われる方もいらっしゃいます。

ただ、そこら辺になるともう非常に難しい話になっちゃうんで、ですから、基本的には教育課程ということと指導計画ということと、そのあたりのところできただけ整理されていって、「カリキュラム」という言葉を使う場合には、教育課程とほぼ同義で使うんだというふうな言い方で押さえられたら、混乱が少しは少なくなるかもしれません。

事務局 今現在は、「国語」、「算数・数学」とか、一部の教科でしか、一部の内容に限定した指導計画等を作っているところですけども、やはり全体の各教科等の年間指導計画は作って、区として、それを基に各学校でまた各学校の状況に応じて検討し作成するといったことは、一応、考えてはいるところなんです。

副会長 そういう意味で、ここで使ってあるなら、問題はないんですが。

事務局 そういう意味で、「カリキュラム」という言葉は使わせてもらっています。

副会長 今回、出された指導資料といいますか、教材開発したものがそのカリキュラムという形でもし理解されるとするならば、それはちょっと。

事務局 そうですね。

- 副会長 混乱があるかなと思って、申し上げました。
- 事務局 今回、説明するときにも、「カリキュラム」としてあるので、それを教科に落としていく説明がどうしても必要になってきました。
- 副会長 よく分かっているんですけど、でも、きっと混乱はそこで起きているかなという感じです。
- 事務局 そうですね。まだ各教科全ての年間指導計画まで手が回っていない状況で、それは今後またつくっていきたいと思っているところです。
- 事務局 ありがとうございます。
また、用語の使い方であるとか、説明の仕方、また、今後の進め方、方針等については検討して、次回、今日検討していただいたソフト面と、あと、コミュニティ・スクールを盛り込んだ上でまとめの案としてお示ししたいと思いますので、今日、案としてお示ししたのもちょっと量が多くて一度にはなかなか見切れないと思いますので、またお気づきの点があれば、随時、お手数ですけれども、ご連絡をいただければと思います。
- 委員 何か、ちょっとこだわるようであれなんですけど、この22ページの第1表、ここは、会長のお話だと、学びのエリアで統一していくというのが理想というか、本来、求めていく方向性ではないかというお話かと思うんですけども、ここって、私が思うには、校長先生方にとっては、ここがすごく象徴的なところというか、今までやっていらしたこととすごく変わる部分、お一人お一人の先生がつくってきたというのが今度エリアでつくるというふうにもし変わるとなれば、先生方が本当にそれを「よし、それでいこう」というふうに気持ちが集まらないと、きつとうまくいかないことなのかなというふうに思うんですよね。
なので、先生方からも、このことについては、ちょっとご意見というか、どうということなのかなというのが、私は教員ではないので分からないので、ちょっとそこは、町の皆さんもきっと分からないですよ。そこ、どういうふうに捉えたらいいんでしょうかというか。
- 委員 来年度、当校は、とりあえずコミュニティ・スクール推進校にもなっているんですよ。なので、その状況からして、毎月ある会議のときに、同じエリアは、校長同士が横並びして、今、座らせてもらっているんですね。
そのときに、うちの学校の、一番大きな学校の教育目標を変えようとしている話をしました。
なぜかという、一つには、非常に古めかしい言い回しで、それこそ副会長が、先ほど、一番最初におっしゃった、つまりここまでできれば○とか、ここまでできれば×かという、そういうレベルのもう教育ではなくなるという発想の前の段

階の教育目標なので、何とか、何とかという人に育てる、つまり、要はもう学校から上から目線で、こういうふうな言い方が教育目標だったので、これはまずいと思って、まず、それを変えるぞという話を4月当初からうちの教職員には言いました。

だけど、こういうコミュニティ・スクールになる形をとるとなると、今度は小学校とのすり合わせが必要になってくるので、秋頃から、エリア内の校長先生方にどうしましょうという話とか、それからそれぞれの教育目標を私もちょうと見て、うちの教育目標を今変えようとしているんだけど、その教育目標それぞれが言っていることは、言葉はちょっと違うんですけど、中身的にそんなに極端に違うというものではないんです、やっぱりすごい大前提なので。

なので、そここのところをうまく、変な言い方ですけど、各小学校が書いてくださっているものを見ながら、小学校だってそれぞれやっぱり子どもの実態がちょっとずつ違いますから、全部、同じ目標にするのはやっぱりかなり難しいと私は思っています。

なので、それぞれの目標を見て、だけど、うちの学校にそれぞれの学校から来るので、それぞれの学校の教育目標の中の、ここはというような重点化みたいなところを何か一つ持てて、それをうちの学校の中でも、それを取り入れた教育目標をつくれればいいのかなど、そういうふうな形で、余り、例えば中学校から見ると、申しわけないけど、やっぱり小学校から6年間やってきて、中学校3年間で義務教育を終わりますから、やっぱりここは私たちにとってはとても責任のある部分なんです。

なので、こちらから、申しわけないけど、「ここまでお願い」と言いたいところは多々ありますが、先ほど事務局がおっしゃったみたいに、小学校と中学校の教員の指導観の違いというところでお話がありましたけど、小学校はやっぱり小学校1年生から6年生までをどんどん積み上げながらやっている。

積み上げながらだから、ゴールが最初から見えているのではなくて、言い方はおかしいんですけども、ゴールはこの一番最初の小学校1年生のところから1年間ずつ積み上げるこの小さなゴールは見えていても、大きなゴールはなかなか見えづらいということですよ。

ところが、中学校は、もうはっきりゴールは決まっているわけです。ここまで引き上げなければできないぞというのを、私たちは分かっているので、それをうまく、今まですり合わせがうまくできないがためのギャップだったというふうには私も思っているんです。なので、そこをうまくこの教育目標の中で、少しでも近づけられるというような言い方にできればいいのかなというふうなのが、私自身の今のところ考えていることです。

違うかもしれませんが、お隣の先生は。なので、何とも言えないんですが、私はそういう発想を今のところは持っていて、小学校の校長先生方とはこういう話をちょっとずつは、しているという状況です。

た周知等はこちらも図っていきたいとは考えております。

委員 今のところですが、こちらでは学びのエリアが1個、さっきも一つ小学校が増えるというがあるので、必ず1月とか、その辺で一回集まってこの件もやろうと思っていたんですね。できれば一緒にしたいなど。

表現はできるだけやわらかくなっていくのかな、そういうふうにしたいなどは思っています。思い切り「これでやろうよ」と言ったら、なっちゃうのかもしれませんが、ただ、共通できるところは共通していった方がいいのかなというふうには思っています。

全然違うことをちょっと、さっきから変なことを考えていたんですが、さっきの会長の腹をくくるしかないというお話とか聞いていると、本当に形なんですけど、ちょっと聞きたいのは、小学校1年生、2年生、3年生～6年生で、中学校1年生、2年生、3年生じゃないですか。

中途半端にやらないで、義務教育9年間とか、言葉がかたいですよ。ただ、呼んでいいのか悪いのかというのが法律で定められているのか、「7年生」、「8年生」、「9年生」という言葉を使っているのか、そこがちょっとどうなのかなというところがあって、もしいいんだったら、「義務教育7年生」ってかたいで、長いし、もっと短く、「小中7年生」とかね、「小中8年生」とか、そういうような中学校の先生がそういうふうに言えたり、小学校の先生が「卒業した小中7年生、元気ですか」とか、そういうのが自然に言えたり、その辺が一斉にできるというのと変なことを考えていました。

それが小中の先生がまず言えて、コミュニティ・スクールで地域のかかわっている人が「7年生を見に来たよ」とかね、「小中7年生を見にきました」と、そこまでいったらすごいなと思うんですけど、ただ、そういう意識をやっぱり教員にも持ってほしい。

たった呼び名なんですけど、その辺も統一してできると、少し意識が強くなって、スピードを別に速く進める必要はないのかもしれませんが、早まるのかななんて変なことを考えていました。

事務局 ありがとうございます。

委員 今まで表現していたものを、できるだけそのエリアで統一した部分を増やしていくということは絶対必要だと思うんですけど、小学校と中学校、3校とか、4校とかあるところが、教育課程の1表は全部同じというふうには、それはやっぱり無理ですよ。

当然、子どもの実態が違うし、施設面のものも違うから、地域が育てている子どもたちの状態というのも違うということがあり、あと、集った先生たちの力量、あるいは特性みたいなものもちょっと違うというのがあるので、例えば校内研究、来年はこういうことをやりたいというようなことを言ったりするときに、学びのエリア全部が同じ研究ができるかとか、なかなかそこは難しい部分もあるかなと

思ったりしますので、今までとは感覚を変えて、できるだけ共通の部分を増やし、9年間で大きく見て書いていくよということは意思統一できると思うんですけども、全く同じにはやっぱりならないだろうなというふうには思っております。以上です。

事務局 ありがとうございます。
それでは、時間も超過してしまして申しわけございません。

会長 一つだけ、今、申し上げさせていただくと、この中間まとめの骨子案ですね、こういう形でだんだん積み立てられてここまで来ているんだということで、その中で、今回、注目させていただいたそれは、板橋区における保幼小中連携という、保幼小、「保幼」という、これがですね、さりげなく入っている、あるいはこれまでも入っていたのかもしれませんが。こちらの方が気がつかなかっただけなのかもしれませんがですけども、要するに、小中一貫の小中連携が軸というか、中核であるということは言うまでもないというふうに認識しているんですけども、それは、保幼ということも視野の外に置くんじゃないくて、存在しているというふうなことというのは、将来的なことを考えると非常に大切で、とりわけ、今、人口減少地域では、もうそういうことを迫られて、色んなことが動き始めて、手が打たれていて、予算等とか、様々投入されているということで、人口減少地域と板橋区は全然事情が違いますので、同様ではないですけども、ただ、考え方として、保幼小中という、そういうことの学校間のつながりというのを、これまでそれぞれがそれぞれ別建てに考えてきたというのをつなげて考えていこうというふうなことというのは、方向性としてこの方向じゃないかなというふうに思っているところがありまして、そういうところからすると、むしろこれはお願いしたいことになるんですけども、むしろ行政、教育委員会の皆さんの組織の体制自体こそ、遅れないようにしていただかないといけないんじゃないかなということで、これにこのキーワードに見合う、そういう意味での皆さんの中での調整とか、組織建てとか、そういうことって必要なんじゃないか。

とすると、このテーマは、ある意味で言うと、これまででしたら、それぞれがそれぞれ、具体的に言うと、教育長さんと区長さんとのそれぞれがそれぞれだったけど、このキーワードは、それを一体として捉えていこうというふうな、そういう部分が入っていますので、ですから、その後、総合教育会議ですとか、そういうところのmatterとして扱っていただいて、それで色々話をさせていただくとか、そういうふうな形をお願いしたいというふうに思いますので、どうぞご検討いただければというふうに思います。

事務局 ありがとうございます。
では、よろしいでしょうか。
では、全体を通しまして、何か、副会長から、まとめをよろしいでしょうか。

副 会 長 十分、時間も十分ですので。

事 務 局 ありがとうございます。
会長からは。

会 長 もう、特に。

事 務 局 ありがとうございます。
時間も大分超過してしまいまして、申しわけございません。
本日いただきました意見、次回までにまとめまして、中間のまとめということにさせていただきたいと思います。
次回につきましては、12月22日金曜日、10時30分から、この6階、同じフロアですけれども、棟が違う教育委員会室となります。
よろしく願いいたします。
それでは、本日はありがとうございました。
以上で終了させていただきます。

午前 11時50分 閉会